



2020 年度全国統一防火標語



その火事を 防ぐあなたに 金メダル

6月7日～13日は危険物安全週間です

6月7日(日)～13日(土)は、危険物安全週間です。危険物安全週間とは、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る週間として、1990年(平成2年)1月19日に消防庁により毎年6月第2週の1週間(日曜日から土曜日まで)と定められています。

気温が高くなり危険物の自然発火による火災が多くなる夏季を目前とした6月初旬に活動を行うことを目的としています。

ご家庭において、ガソリンや灯油等、危険物の取扱いには十分に注意してください。

ガソリンを携行缶で購入する際に本人確認等が義務付けられています

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)の公布により、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成が義務付けられています。(令和2年2月1日施行)

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認**(運転免許等の提示など)
② **使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。

本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

ガソリンを取り扱うときの注意事項

- ガソリンは、灯油用携行缶に入ることできません!!
- ガソリン携行缶に詰め替えている注油作業に注意して取り扱ってください!!
- セルフスタンドにおいても、ガソリン携行缶への給油は、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連 石連連 全協 全協 全協 全協 全協 全協 全協 全協

本改正に関する詳しい情報は <https://www.met.go.jp/safety/>



春も火災のシーズン!?



火災は、乾燥する冬に多く発生しているイメージがありますが、冬に次いで春の時期(3～5月)も火災は多いです。気象庁のデータによると、春は乾燥が続くうえに、1年の中でも特に風が強い季節であることが分かります。着火しやすくなる乾燥と、燃え広がりやすくなる強風という条件によって、春は火災が多くなります。

このように火災が発生してしまう気象条件が揃っている中では、特にたき火の燃え広がりや飛び火、たばこの不始末による火災に気をつけましょう。

乾燥注意報もチェックしましょう!

乾燥注意報は、湿度が一定の基準に達した時点で気象庁から発表される注意報の一つで、よく耳にする注意報の一つです。細かい数値は市町村によって異なり、本市では、「※実効湿度が60%以下かつ最小湿度が40%以下」のときに発表されます。

乾燥注意報と聞くと、乾燥肌が気になる方はケアをしようと考えがちですが、これは実は火災の危険に対して注意を促すものです。

こまめに気象情報をチェックすることで、1人1人の防火意識を高めて、火災を未然に防ぎましょう。
※実効湿度は、木材の乾燥具合を表すものとされており、最小湿度は、一日をとおして一番小さな湿度の値です。



常陸大宮市消防団員募集中!!

○資格

1. 年齢18歳以上の者(男女問わず)
2. 心身ともに健康な方
3. 消防分団の区域内に居住、または勤務する方

○入団方法

居住地域の消防分団に直接連絡していただくか、常陸大宮市消防本部までご連絡ください。

○問い合わせ

常陸大宮市消防本部
総務課地域消防 G
☎0295-53-1152



■問い合わせ■ 消防本部 ☎54-0119